



News Letter

Vol.14

- 喜びと笑顔に出会うために -



朝日に輝く屋久島の縄文杉
写真撮影：石橋 伸子

|| 謹賀新年 🎊

パンデミック前の日本の債務はGDPの約2.5倍。パンデミック後、日本経済は、新たに100兆円以上の債務を背負うことになりました。将来負担が限界に来ていると思われる日本で、私たちは、国民の生命身体の安全と経済の重要性という二兎を追いながら、絶妙で適切なバランスをとらなければなりません。今は緊急事態のまさに渦中です。政府の方針も揺れに揺れざるをえないのが実態といえましょう。

しかし、いずれこの問題は終期を迎えます。その時、この1年で溜まりに溜まっているコロナ前の世界に戻ろうとする経済的な引力が、強く働いてくるでしょう。そして他方で、コロナ後の世界を待っていた新しい芽のパワーが勢いを出してくるでしょう。パンデミック後の私たちは、今度は、旧時代への経済の引力といくつか現れる新しい世界への突破力の挟間で、どのように適切なバランスをとっていくのかという問題に必ず突き当たります。

私たちは、昨年4月1日、神戸シティ法律事務所2.0をスタートさせました。震災後の25年を経過し、「喜びと笑顔に出会うために」という大きな理念を実現するために「感謝」「謙虚」そして「勇気」をモットーとして、「所員の物心両面での幸福」「弁護士としての哲学（法・のり）」「判断基準（行動原理）と考え方」を追求することを新しく掲げ、私たちの仕事のあり方を変えてみようという取り組みを開始いたしました。

with コロナ、そしてafter コロナの時代。突きつけられる適切で絶妙な新しいバランスを求めて、皆様方とともに一緒に歩ませてもらいたいと考えています。

1994年の設立からこの2月1日で満27年となります。さらに所員一丸となって社会に貢献してまいりたいと考えております。

新しい年を迎えるにあたり、今年も神戸シティ法律事務所に熱いご期待をいただければ幸いです。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

2021年1月

弁護士法人神戸シティ法律事務所
代表社員 弁護士 井口 寛 司



もう少しだけ急アクセルを吹かさないままに

— With コロナの時代—

弁護士 井口寛司

経済優先主義

16世紀以降人間は、他の生物や動物よりも圧倒的に優位に立ち、神となったと言います^{注1)}。そして、あくなき経済優先主義を貫いてきました。

その結果、生態系は破壊され、自然災害は年々大きくなっているのです。他方社会でも、DV、ハラスメント、いじめ、差別、体罰、自殺の激増、引きこもり。認知症の増加、介護、高齢者への暴行、殺人。育児放棄。職場でのメンタルヘルス不全の増加。不妊問題、増加するガン患者数。たくさんメッセージが寄せられています。それでも人間は、これらを横に措いて欲望のままにさらなる利益を追い求め続けてきたのです。

対症療法の限界

医師・作家である海堂尊は、コロナ禍の10年以上前に新型インフルエンザ『キャメル』でパンデミックを起こした社会を小説として描きましたが、ウイルスのことを「天が遣わした抗ヒト薬剤」と表現しています。^{注2)} この言葉が今回も突き刺さります。

新型コロナウイルス感染は、経済と生命との引き換えを迫り、そのあくなき欲望に強いブレーキをかけさせたのです。外出禁止、店舗閉鎖などの自粛要請により移動の自由と経済的自由には大きな制限が課されました。国民はこれに応じ、マスクをし、急ブレーキによる被救済者に対し寄付金による応援。みんなで飲食店に足を運ぶ「共助」

運動が行われています。持続化給付金の支給、公的金融機関や銀行を通じて貸付金の拡充、家賃補助という「公助」も行われています。しかし、これだけでは、活動を制限された者に対する「支援は不十分だ。」「このままでは変になりそうだ」「事業継続ができない」「解雇されて、もう生きていけない」。ならば感染防止対策の実施とともに「Go Toキャンペーン」で、双方のバランスをとりながら危機を乗り越えよう。オリンピックも実施したい。経済が落ち込めば、被救済者がより増加するからです。しかし、感染は確実に増えていく。どうするんだ。

対症療法を選択し続ける限り、我々は、次々と新しい対処を迫られるのです。際限もなく。

自助・共助・公助

菅首相は就任時、「国の基本は『自助・共助・公助』^{注3)}と述べ^{注4)}、「自分でできることは自分でやる。自分でできなくなったら、家族とか、あるいは地域で支えてもらう。そしてそれでもダメであれば、それは必ず国が責任を持って守ってくれる。そうした信頼のある国づくりというものをおこなっていきたいと思います。」と述べました。

しかし、「公助」は国民の税負担のうえに成り立っていますから、おのずと限度があります。政府がどれを「公益」と考えて税を投入していくのか、その受益と国民負担とのバランスが成立しているのかが国民の判断ポイントになります^{注5)}。他方、日本では勤労と儉約こそが美德であるという

注1) 歴史学者・哲学者ユヴァル・ノア・ハラリ氏の発言。(2020年11月19日放送・NHK教育ETV特集「サピエンスとパンデミック〜ユヴァル・ノア・ハラリ特別授業〜」より)。

注2) 海堂尊「ナニワ・モンスター」(新潮文庫)157頁。

注3) 「自助・共助・公助」とは、国や自治体の公益となる事項について、国民ひとりひとりが負担すること(自助)、自治会やNPO法人などによるシステム化された地域・職域の自治組織が負担すること(共助)、そして、国が税金等による国民負担のもとで国や自治体が負担すること(公助)をいう。

注4) 2020年9月2日、自民党総裁選への出馬表明記者会見より。

注5) 社会保障制度改革推進法第2条、災害対策基本法第2条2号など。

精神が重んじられてきました。明治時代には、西欧に追いつくために富国強兵がスローガンとされ、他方で政府の資金不足を補うべく、政府は国民に対して、地域社会への「献身」を通じて国家への貢献を求め、民間篤志家や資本家は、これを「善行」だとして自らの繁栄を地域に還元し「公益」を支えてきたのです。住民も節約と儉約に努めてきました^{注6)}。この考えが、今も負担と公助のバランスの根元にあります^{注7)}。

したがって、原則は、あくまで自己責任と相互扶助^{注8)}。この思想が新首相によってあらためて語られたのです。

現代人の悲鳴

1995年、企業が競争力を高めるため、新時代の日本的経営のひとつとしてコスト減を目的とする非正規雇用が導入されました。遡ると、1980年代には大店法の導入により地域の商店街は壊滅的になりました。いずれも、我が国の公益＝経済発展優先の結果生じたものです。そのためコロナ禍という危機が発生したときには、失業とともに直ちに生命の危機が到来し、大店舗は不採算を理由に即撤退、自営業者は即閉業を迫られる社会になってしまいました。病気の治療だってそうです。経済優先思想は、病気を攻撃するだけの対症療法を推し進めてきました^{注9)}。

地球とともに、生命体としての人間も、社会的存在としての人間もすでに悲鳴を上げているのに。

果たして私たちは、このままの対症療法を繰り返していて、人間としての尊厳を共有することができるのでしょうか。

主体としての共存時代

With コロナの時代。それはウイルスも人間と共に地球上の主体として共存していることを理解する時代だと思います。生きづらさを感じている人、それは人間の限界をいち早く察知したセンサーなのです。

自由と生命のバランスをとるために、今しばらくでいい。コロナによるブレーキをそのままにして、急なアクセルを吹かさないうで考えようではありませんか。そうすれば、真実の対処方法が理解できるかもしれません。経済優先社会を維持したままで「被救済者の尻拭いをする」というような感覚の対症療法観念を捨てられるかもしれません。人間ひとりひとりをもう少し相互に尊重しあえるかもしれません。

新しい生き方、新しい企業経営の方法。気付いた者から変わっていってこないか。With コロナは、この根底部分を問いかけているように思うのです。

注6) 五百旗頭薫「〈嘘〉の政治史」(中公選書179頁以下)

注7) 1874年制定の「恤救(じゅつきゅう)規則」(今の生活保護法)でも血縁や地縁を通じた相互扶助こそが救済の基本だとされた(井手英策「欲望の経済を終わらせる」134頁(インターナショナル新書))

注8) 大正期に高橋是清「経済論」は、「国民に独立の精神と自助の意思を高めさすことを忘れてはならぬ…いたずらに救うというような方途に出たならば、国民は寄生物になってしまう。」とまで言い切っている(注7同頁)。

注9) イヴォン・シュイナード(「社員をサーフィンに行かせようーパタゴニア経営のすべて」313頁以下(ダイヤモンド社))は、「エネルギー効率の向上に取り組むのではなく、ガソリンを無駄遣いする暮らしを守るために資源戦争を始める、あるいは、がんの根本原因に取り組むのではなく、錠剤でがんを「治療」するなど、対症療法を繰り返すほうがお金が儲かる。」としている。



「グレートリセット」—働き方改革関連法と心の幸福—

弁護士 石橋伸子

世界の動き

街でSDGsのバッジをしている人に会うことが増えてきました。**2015年**に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標は、①貧困をなくそう⑤ジェンダー平等を実現しよう⑧働きがいも経済成長も⑩住み続けられるまちづくりを⑬気候変動に具体的な対策を、等からなる17の目標と169の具体目標から構成されており、達成期限は**2030年**とされています。

2021年の世界経済フォーラムの年次総会（ダボス会議）のテーマは「グレートリセット」。同フォーラムを創設したクラウス・シュワブ会長は「グレートリセット」の意味を問われて「世界の社会経済システムを考え直さないといけない。第2次世界大戦後から続くシステムは異なる立場の人を包み込めず、環境破壊も引き起こしている。持続性に乏しく、もはや時代遅れとなった。人々の幸福を中心とした経済に考え直すべきだ」と答えました（日経新聞 2020.6.3「資本主義の『リセット』議論を WEF シュワブ氏」より）。

人々の幸福を中心とした経済とは

産業革命以降から、あるいはもっと大きな枠で考えれば文明の始まり以降となるのでしょうか、規模の拡大により富が蓄積され、その集団に属する人々も幸せになるという基本的考え方は、年々酷くなって回復し難い被害をもたらしている世界的気候変動やプラスチックゴミによる海の環境破壊などを身近に感じるようになってきた近年、この基本的考え方のままでは生存の基礎たる地球が壊れてしまうのではないかと切実に感じざるを得ないところまできていることは確かです。

経済は、個々人の健康や命よりも優先され、健康被害などは補償されることで社会的には回復されるものとして、社会全体は経済発展、拡

大一路を辿ってきましたが、ここに来てようやくこの基本的考え方に終止符が打たれようとしています。

もっとも、経済の発展は、社会集団だけではなく、個々人にも物質的幸福をもたらしてきました。つまりシュワブ氏の言う「人々の幸福を中心とした経済」の「人々の幸福」は物質的幸福ではないということになります。

一代で中小企業を世界的大企業に成長させた京セラ創業者の稲盛和夫氏は、経営理念として「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類、社会の進歩発展に貢献すること」を掲げています。まさにこの「心の面での幸福」ということになりますが、これは「物の面の幸福」と強く関係しています。今、言われている「幸福を中心とした経済」の「心の幸福」は、既に「物の面の幸福」が充足した成熟社会におけるそれ、ということになると思います。

働き方改革関連法 長時間労働と心の幸福

一連の働き方改革法は、**2019年**から順次施行されてきており、月60時間超の残業に対する割増賃金率の引上げについて中小企業への猶予措置が廃止されるのは**2023年4月**からとなっています。

前回のニュースレターで「家庭は全面的に妻に任せて長時間労働に勤しむ男性の3倍(!)働いて一人前と言われる社会で(つまりは一人前扱いされることはほぼないということ)、女性が仕事を続け、昇進を望もうと思えば、非人間的な働き方をせざるを得ない。これは働く女性の1人である私の心の底からの実感でもある。」と書いた私は、労働基準法下で働いたことはなく、「労働」ではありませんが、超長時間、仕事に、事務所経営に、自分の時間をつぎ込んできました。仕事が好きでやり甲斐も大いに感じていても、やはり家族で過ごす時間が少な過ぎれば心の幸福は得られにくいと実感します。「両手

で浜辺の砂を掬うと指と指の間からサーっと砂が落ちていくように、子どもと過ごせる時間は去って行ってしまう」という言葉をどこかで読んでもいましたが、その通りになってしまいました。

また、超長時間働くということは、外遊びしたい快晴の日も、静かに読書でもして風や雨を感じていたい日も仕事に行くわけですから、自然の中で過ごすことによる、実は自分も自然の一部であるという感覚、癒し、喜び、落ち着き、そして回復が得られません。

国連の持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）が発行する幸福度調査のレポートで3年連続して首位となったフィンランドは次のように描写されています。「16時を過ぎると、あっという間にオフィスから人がいなくなる。夏に…1か月以上の休みを取る。散歩やジョギングで森や湖に行き、…。在宅勤務も多い。それでいて、…イノベーションで世界をリードする国の1つでもある。」また、幸福度1位の理由として「身近な自然」を挙げることができる、と観察されています。（「フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか」堀内都喜子著 ポプラ新書）。

経営者は価値観の転換を

日本では、働き方改革関連法の前から、長時間に及ぶ残業が当たり前であった職場でも残業管理は厳しくなっており、現場では自分の業務で手一杯で、後輩への指導に手が回らない、技術の伝承のため、OJTをすべく早朝出てきて教えているなどという逆？悲鳴も聞こえてくるくらいになってきました。

しかし、もう後戻りはできませんし、取りこぼした時間は決して戻らないことを実感する私としては、いずれの職場でも、従前の延長線上において、働き方改革関連法等への対症療法的対応をしていくのではなく、大きく価値転換を

すべきだと考えます。

そうです、職場で「過ごす」時間は減らして職場では仕事に集中し、家族や友人と過ごす時間を取れるようにし、「身近な自然」と親しむ時間を増やして、心の幸福が得られるような職場を、働き方を大きく変えるべく舵を切る時です。

世界の動きが、働き方改革関連法が、これを後押ししてくれるのですから。

そのためには現在の人事制度や採用活動は必然的に変更せざるを得ないでしょう。残業ができないのに後輩の指導をしなければならない中間管理職の先輩たちの負担が減らない、もたないからです。すなわち、これまでは、新規採用者ほぼ全員をジェネラリストとして育成してきましたが、これはもう止めてスペシャリストを育てるか、募集するか、になります。昇進のための技能向上については、OJTを期待できませんから、自学となります。別の分野のスペシャリストを目指す場合も同様です。

働き方改革関連法を遵守するにはどうしたらよいか、などという消極的対応ではなく、加速度のついた社会の変化とともにあるためには、「心の幸福」を中心に据えた職場作りに挑戦していく、という積極的対応が重要であり、経営者の「心の幸福」につながるものと信じます。





正規雇用と非正規雇用 ー待遇の潮目を考えるー

弁護士 高島 浩

変わりつつある日本型雇用

昨年10月の同一労働同一賃金を巡る5つの最高裁判決では、企業が設けている各種手当等の存在意義が問われ、我が国においては年功序列、終身雇用制度を前提とした給与体系が根強く残っていることを改めて印象付けられました。

その中で最高裁が、企業が有為の人材を確保する目的で正規雇用社員に対して一定の手厚い待遇を行うことに理解を示し、退職金や賞与について不合理な格差とはいえないと判断をしたことは、浸透している慣行を追認するものと評価できます。

とはいえ、正規雇用社員を巡る待遇について潮目が変わりつつあることも事実です。

新型コロナ禍を機にリモートワークが一気に浸透し、子育てしながら短時間仕事に復帰することも容易になってきました。また、現実に職場へ出勤する場合でも、子育てや介護のために、第一線で活躍している人材がパートタイムを選択するケースもあります。

会社にとって重要な戦力がパートタイムという働き方を選択することも珍しくなく、必ずしも「パートタイム労働＝単純労働」という図式は成り立たなくなっています。このような柔軟な働き方を、いわゆる103万円の壁、130万円の壁が阻んでいるとの指摘もあり、国も重い腰を上げて職場と家庭との間に設置した古い壁を撤廃すべく動き出すかもしれません。

パートタイムと有期雇用、それぞれの均衡待遇

労使の現場では、従業員の待遇を時間ではなく成果で測る流れに移行しつつあり、この動きはコロナ禍で速さを増しているように感じます。そして、労働時間の長短を問わずに人材を活用する方向を目指すとき、「有為な人材はフルタイムで働くもの」とか、「有為な人材は長期雇用により育つ」といった慣例を前提とした賃金体系の修正が必要となってきます。有為の人材はもはやフルタイムを望むとは限らず、また長期雇用でのみ育つとも限らないからです。これは必然的に、企業が就業規則や賃金規定の改訂も視

野に入れるべきことを意味します。

私は、雇用形態や待遇の均衡を考えると、非正規雇用の中でもパートタイムと有期雇用はしっかり区別して検討すべきと考えます。なぜなら、パートタイムについては近時の働き方の多様性を反映し、正規職員とは単に労働時間が異なるだけという場合を想定して待遇を設計していくことが求められるからです。このとき、正規職員の就業規則とパートタイム職員の就業規則を連続性のあるものに変えていくことになりませんが、このような方向性での変更は同一労働同一賃金と親和性があるものです。

一方で、有期雇用については契約期間が数カ月～1年程度となるため、手厚い手当を用意して人材を「確保」し、退職金等を用意し離職を防いで人材を「定着」させるという目的が直ちには妥当しません。このため、正規職員との待遇差も合理的と思われがちです。

しかし、有期雇用職員については、①今回の最高裁判決が、契約更新を繰り返して相応に継続的な雇用が見込まれる職員については待遇格差の合理性を厳しく認定している点と、②平成30年の最高裁判決（長澤運輸事件）が、定年退職後に再雇用された有期の嘱託職員と正規職員との基本給の待遇差を不合理ではないと判断したものの、その待遇差は12%程度に過ぎない事案であった点に注意が必要です。

正規職員と有期雇用職員の間には存在する待遇差の合理性は、「正社員としての職務を遂行しうる人材の確保や定着という目的の有無」や「職務の内容の差の存在」に見出すことができるのです。このため、継続的に雇用することが予定されている有期雇用職員に正規職員へ登用する道を用意したり、退職後の再雇用職員については職務の内容を軽減したりするなどの対応を取らなければ、正規職員との間の待遇格差が不合理と判断されるリスクを避けることができません。

パートタイム有期労働法は、中小企業にも今年の4月から適用されます。これから対応を準備される際にご参考となれば幸いです。



正社員からフリーランスへの転換

弁護士 高橋弘毅

時間や場所に囚われない効率的かつ自由な働き方。テレワークの普及により関心は高まるものの、規制でがんじがらめの労働法の世界でのその実現可能性。それを実現ならしめる正社員のフリーランス化にあらためて注目しました。

「労働者性」の問題

社員のフリーランス化で留意が必要なのは、何とんでも「労働者性」の問題です。フリーランス化とは、雇用契約を業務委託契約に切替えることを意味しますが、実態が「労働者」のままであれば、業務委託契約という名の「雇用契約」であるとされ、労働法の世界へ引き戻されてしまいます。

「労働者性」は次の3要素により判断がなされます。

- ①仕事の依頼等に対する諾否の自由の有無
- ②業務の内容・遂行方法に対する指揮命令の有無
- ③勤務場所・時間の指定・管理の有無

その際、④他者による代替の可否、⑤報酬が一定時間の労務提供に対する対価であるか否か、⑥機械・器具の負担の有無、⑦報酬の額、⑧専属性の程度、⑨社会保険料の負担の有無等も判断の補完要素となります（昭和60年12月19日労働基準法研究会報告・労働基準法の「労働者」の判断基準について、その他裁判例多数）。

ここでは①、②、⑤及び⑦への対応が重要となります。

①〔依頼の諾否の自由〕との関係では、発注された仕事に含まれる個々具体的な仕事（例えば経理業務を受けたときの伝票の処理）は別として、発注を受けない自由を認めること、②〔指揮命令〕との関係では、仕事のやり方・進め方について個別の細かな指示を控えることがそれぞれ必要です（期限や品質などその仕事を遂行する上で必要となる事項を指示することは問題ありません。）。

⑤〔報酬の労務対償性〕と⑦〔報酬額〕との関係では、発注を従前の仕事量を踏まえた量とすることを前提として、従前どおり全部の発注を受けた場合は年間の業務委託料が従前の年収を相当額上回るよう、また従前を超える発注を受けた場合

はさらに多くの業務委託料が受け取れるよう、仕事ごとに業務委託料を決定し、労務提供時間に比例しないよう設計することが必要となります。

身分保障への配慮

また、労働法の世界からの離脱は、解雇権濫用法理からの離脱をも意味します。フリーランス化によって契約関係の解消が容易になることは、時間や場所に囚われない働き方を求めてフリーランス化に期待する社員を大いに躊躇させますので、身分保障への配慮が重要です。

具体的には、会社が、フリーランス化の利点欠点の説明に加えて、上記の働き方の実現と有為な人材の活用こそが目的であり、決して契約関係の解消を容易にする意図がないこと（この意図があるのであれば、促進するべきではないと考えます。）を十分説明し、理解を得ることが必要です。契約書を整備し、契約の解約・解除事由や不更新事由を限定するなど工夫を凝らして不安を払拭することも必須です。

また、ここで社員に弁護士への相談を促し、説明の場に代理人弁護士の立会を認めるなど慎重な検討を行う機会を保障することも重要となります。その機会保障が、社員の真意に基づくことを担保し、手続要件としての「本人の申入れあるいは同意があった場合」を充足させます。

制度導入へ

急速に構築されていくテレワーク環境は、時間や場所に囚われない効率的かつ自由な働き方の実現を強力に後押ししています。あとは会社と社員の双方が了解可能な制度を構築するだけでもいえます。

時間や場所に囚われざるを得ない工場のライン作業に従事する社員や、こと細かな指示や命令が必要となる社員には適しませんが、この働き方を希望する社員が潜在的にでもいる場合は、フリーランス化制度の導入を検討しない理由はありません。



中小企業改革のこれから

弁護士 村上英樹

中小企業を取り巻く状況

中小企業政策は激動の時代を迎えます。

コロナの影響も長期化し、また、菅政権のブレーンには、中小企業が多すぎるとして「淘汰」を唱える論者もいます。

「中小企業が多すぎる」論では、小さな企業ではスケールメリットを活かせない、ソフト・ハード面での投資に積極的ではない経営者が多い、中小企業保護政策（法人税率軽減）に依存して会社が大きくならない、そのため生産性が上がらないなどと言われます。

「淘汰」と聞くと私は心穏やかではなく、「真面目に働いている経営者や従業員など一人一人の生活、幸せはどうなるのか」という気持ちを禁じえません。

ただ、一方で、「時代の変化に適応して経営を維持発展させるために何が必要か」「生産性の向上のカギは何か」を真剣に考えなければ企業が生き残っていけない時代であることも確かです。

「淘汰論」を逆説的に捉え、中小企業の持つ強み、すなわち、大企業に比べて、小回りが利く、トップ（経営者）の決断により先進的な取り組みでも素早く実行できるという利点を活かして生き残っていくべし、と考えたいものです。

今後の政策

このような中小企業の特徴を踏まえた今後の政策は次のようなものになるはずですが。

A やるなら支援論「中小企業の経営者とその機敏さを活かして、積極的に生産性向上に取り組むなら支援する」

B やらないなら淘汰論「経営者に改革の気持ちがなく成果がでないならば、これまでと同じ保護はできない」

C 統合して生き残れ論「(生産性向上のため、あるいは雇用継続などのため) 統合が必要なら促進する」

具体的には、企業努力の支援（生産性向上）の支援策として、現在あるものづくり・商業・サービス補助金など「攻めの手」を積極的に考えるときに活用できるメニューの拡充が考えられます。

また、事業承継・再編・統合等による新陳代謝の

促進のための税制の優遇措置の拡充、M&Aを含めた事業支援のマッチング支援などの活用促進も強化されるはずですが。

このような流れの中で私が強く思うのは、中小企業の変革を促す政策を強めながらも、そのプロセスを丁寧なもの、血の通ったものにすべきということです。

例えば、安易に廃業を促すのではなく、事業そのものが確かな価値を有している場合にはM&Aなどで「活かす」道を粘り強く支援する取り組みが本腰を入れてなされるべきです。

また、これから多くの企業にとって、事業の生産性を上げる鍵はDX（デジタルトランスフォーメーション。デジタルテクノロジーを用い、新たな価値を創造すること）になります。廃業寸前の老舗旅館が、DXにより会社経営から顧客管理、温泉の温度や入浴者数までデジタル管理などのシステムを構築し経営を立て直した例もあります。DXについては、経営者は前向きでも専門的知識、専門的人材が得にくい場合があり、IT導入補助金のような金銭的支援だけではなく、専門家のサポートが手厚く受けられる支援策の拡充が重要です。

さらに、統廃合により業態が変わる企業、その影響を受ける労働者に対して生活の激変を緩和する措置も必要だと考えます。「必要な変革をしたいが従業員の生活を守らなければならない」という意識で動けなくなっている経営者を後押しすることにもなるはずですが。

これからの中小企業法務

私たち弁護士としては、企業再編や業態変更、社内での改革に取り組む企業家の方々に法律や制度の知識を提供するだけでなく、この時代に各企業が進むべき方向を共に考え、政策に不足があれば現場から求めていかねばなりません。

企業が「変わる」ことは新たな価値が生まれること、その道のりが確かなものになるように地域の中小企業の皆様と共に歩んでいきたいと考えています。



オンラインによる行政手続と本人確認

弁護士 平田尚久

デジタルガバメントへの注目が高まる中、オンラインでの行政手続における本人確認方法を巡って企業が国を相手に提訴するという事件が起きています。

問題となった本人確認方法

問題となったのは、渋谷区が導入したLINE アプリを利用した住民票の写し交付申請システムです。このシステムでは、申請者はLINE 上で起動されるカメラによって自分の顔と運転免許証などの顔写真入りの本人確認書類を撮影します。するとシステムが本人確認書類の人物と写真の人物が同一かどうかを判定します。画像による本人確認に問題がなければ、住民票の住所宛てに住民票の写しが郵送されます。

本人確認書類の偽造などによる、なりすまし申請の恐れもないとは言えませんが、例えば不正な銀行口座からの出金となったドコモ口座の開設においては、銀行の口座番号や暗証番号などの情報さえ知っていれば不正な口座開設が可能であったのに対し、このシステムは、住民票上の住所への郵送という物理的な障壁によって、不正取得を困難にしています。

また、郵送で住民票の写しの交付を申請する場合には、申請書に認印を押印して本人確認書類のコピーを添付すれば、住民票上の住所に住民票の写しが送られることとされており、上記システムのセキュリティレベルが現行の郵便申請に劣るということはありません。

総務省はマイナンバーカードを推奨

これに対し、総務省は、オンラインでの住民票の写しの交付申請には、電子署名による本人確認が必要であるとの見解を各地方自治体宛てに文書で通知し、上記のシステムに否定的な立場を示しました。

オンラインでの行政手続における本人確認につき、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律および総務省の施行規則は、原則として電子署名による本人確認が必要であり、例外的に「行政機関等の指定する方法により当該申請等

を行った者を確認するための措置を講ずる場合」には電子署名以外の方法も可能としています（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項）。

この規定について総務省は、住民基本台帳法が住民票の写しの交付に際しマイナンバーカード等の提示による厳格な本人確認を要求していることを理由に、住民票の写しの交付に上記例外規定を適用すべきでないとししました。

デジタル化の先延ばしを避けるために

しかし、上記システムのセキュリティが現行の郵送申請に劣らないことは上述のとおりです。また、住民基本台帳法及び関係省令が、住民票の写し交付時の本人確認方法について市町村長に一定の裁量を認めていることからしても（住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第5条第1号及び第2号）、法的には、電子署名以外の方法も認められるべきと考えます。

上記システムを開発した事業者は、訴訟において、上記通知が違法であることまたは上記サービスを適法に提供できることの確認を求めています。

総務省は、オンラインでの行政手続における本人確認につき、マイナンバーカードによる電子署名の利用を推進しています。私もマイナンバーカードの活用には賛成ですが、マイナンバーカードによる本人確認しか認めないとするすることで、マイナンバーカードが普及するまで行政手続のデジタル化が先延ばしされてしまうことを懸念しています。当面は他の本人確認方法も活用しながら、まずはデジタル化による行政手続の効率化を優先すべきというのが私の考えです。



民事訴訟における 「あおり運転」の立証

弁護士 二宮 淳次

改正道路交通法

コロナ禍のなか、あまり報道されることはありませんでしたが、2020年6月30日から改正道路交通法が施行され、いわゆる「あおり運転」についての罰則等が新たに創設されることとなりました。これまでは、個別の違反について少額の罰金等は規定されていましたが、「あおり運転」としては罰則や行政処分が用意されていなかったことからすれば、「あおり運転」に対する取締りは大きく前進したと言えます。

改正の契機

「あおり運転」罰則創設の契機は、皆さんご存じのとおり、2017年6月に発生した東名高速道路での死亡事故や2019年8月に発生した常磐自動車道での殴打事件がドライブレコーダーの映像と共に大きく報道されたことにより、「あおり運転」が見える化され、社会的な関心が高まったことにあります。

実際、2019年のドライブレコーダーの販売台数は、2018年と比較して約32%増の約484万台となっており（一般社団法人電子情報技術産業協会統計）、ドライブレコーダーの普及率が急速に進んでいることから、「あおり運転」に対する社会的な関心の高さが分かります。

民事訴訟における「あおり運転」の立証

さて、民事事件においても、ドライブレコーダーの映像があれば「あおり運転」の立証は比較的容易に行うことができますが、ドライブレコーダーを装備していない車両も多く存在します。このような車両が「あおり運転」による交通事故被害にあった場合にどのように事故原因を立証していくかが問題となります。

私が担当した訴訟案件（双方ドライブレコーダー未装備）における、被害者（当方）の主張は、高速道路上において加害車両が当方車両の後方で車間距離を詰めて走行した後に当方車両を超越し、当方車両の直前へと車線変更しながら急ブレーキをかけたため、当方車両が加害車両に追突したというものでした。

これに対して、加害者（相手方）の主張は、当方車両が加害車両の前方で低速運転をしたことから、これを避けるため加害車両が当方車両を超越した後、先のカーブで制動措置をとったところ、当方車両が加害車両に追突したというものでした。

本件事故は高速道路上の追突事故であり、車両の損傷状況だけからすれば、追突車両である当方の過失の方が大きいと認定される可能性もあるものでした。当方運転者は、事故直後より、本件事故の原因は相手方の「あおり運転」にあるので泣き寝入りはできないとして、とことんまで争うことを希望していました。

このため、当方運転者から事故状況及び事故に至るまでの相手方の「あおり運転」についての詳細な聴き取りを行うとともに、実際に「あおり運転」が始まった地点から事故現場に至るまでの区間を車両で走行し、当方運転者の説明するあおり運転の状況及び道路の形状・混み具合について確認するとともに、実況見分調書の記載と相手方の主張の整合性について精査しました。

そして、当方は、実況見分調書、当方運転者の陳述書及び当事者尋問の結果に基づき、①加害車両が本件事故前から執拗に被害車両との車間を詰めて走行していたこと、②相手方の説明と道路の形状が一致しないこと、③相手方の説明には実況見分調書に記載のないものが存在すること、④相手方の主尋問での説明と反対尋問での説明に齟齬があったこと等を主張・立証しました。

最終的に裁判所は当方の主張を全面的に認め、当方主張の事故態様を認定した上で、相手方が、加害車両を急制動することによって当方車両が追突してくることを容認していた（未必の故意）と認定しました。

このように、ドライブレコーダーの映像がなかったとしても、証拠の積み重ねによって「あおり運転」を立証することができる場合もありますが、私の担当した事案については、依頼者の「あおり運転は許さない」という強い思いがあったからこそ解決に至ることができたのだと思います。

幸いにも立証に成功した事例をご紹介しましたが、やはりドライブレコーダーは取り付けておくべきと実感しています。



「魔の2歳児」、「悪魔の3歳児」 そして「天使の4歳児」

弁護士 辻野 智子

一昨年12月に第二子を出産し、現在も弁護士業をお休みさせていただいて、4歳の長男と1歳になる次男の育児に専念する毎日を送っています。

「魔の2歳児」、「悪魔の3歳児」とはよく言われま



インターネット投票 導入に向けて —投票手続の公正性を保てるか?— 弁護士 中馬 康貴

投票所に行かずしてスマートフォン等で投票できるインターネット投票による選挙制度がコロナ禍の中、我が国でも再注目されています。

ただ、インターネット投票の場合、①自由投票の原則（何人にも投票の有無、投票先について強制されないこと）や②秘密投票の原則（投票者がいかなる選択をしたのか明らかにならないようにすること）をどう担保するかが問題になります。そこで、本稿では、インターネット投票の導入時に生じる課題と対応策を紹介します。

自由投票の原則

ある会社の社長が社員を集め、「今この場でA候補に投票をしろ！業務命令だ！」と命じ、社員達は社長の命令に逆らえず、A候補に投票してしまったとします。この例では、特定の候補者への投票が強制されたことで、自由投票の原則に加え、秘密投票の原則にも違反します。インターネット投票は、投票所ではない場所で、立会人による監視の目がない中で投票が可能となるため、このような事態が生じるのでは、という懸念があるのです。

この問題への対応策としては、エストニアの「再投票方式」が有効です。現在、世界で唯一、同国がインターネット投票を本格的に導入していますが、一定の期間内であれば再投票を行うことができ、その場合、先の投票は無効と扱われることになります。仮に意に沿わない投票を強制されたとしても、後から再投票をする余地を残すことで、投票の自由が確保されます。

なお、仮に日本でインターネット投票を導入する場合、「再投票方式」を採用した上で、既に投

票を終えた有権者に対して、「投票先を変えないでください」「投票先を変えてください」等といった、再投票期間を設けた本来の趣旨から離れた選挙運動が展開されないような制度設計上の工夫も必要のように思います。

秘密投票の原則

秘密投票の原則との関係での最大の問題は、「投票データの流出」です。対応策としては、①投票データの記録時に投票者と投票情報のリンクを削除する方法、②投票データ記録時に投票者と投票情報のリンクを残すが、記録情報から投票者の特定が容易にできない仕組みを構築する方法が考えられます。

もっとも、上述の「再投票期間」を設ける場合、1回目の投票時に投票者と投票情報のリンクが削除されると再投票が不可能となるため、②方式の採用が考えられます。

なお、エストニアでは、投票記録の改ざんを防止するための暗号による保護と、投票先が分からないようにするための秘密の保護を行う「二重封筒方式」が採用されており、日本でも同様のシステムの導入が妥当と思われれます。

以上のクリアすべき課題があるにせよ、移動せずに投票ができるインターネット投票は「楽」ですから、スマートフォン利用が生活の中心となっている若者の投票率向上に資することになるでしょう。

もっとも、それだけではなく、インターネット投票は、投票する意思はあるが様々な理由により外出が困難なために投票を諦めてきた方、多忙により時間上の制約がある投票所における投票へ行けない方への配慮にもなり、天候や地理的要因に左右されることも無くなります。

インターネット投票は決して「若者のため」だけの制度ではなく、あらゆる人に政治参加の可能性を行き渡らせる手段であり、その導入は日本の民主主義が新たなステージに進む大きなきっかけになるはずです。

すが、「天使の4歳児」という言葉をご存知でしょうか。4歳になると、子どもの知能、言語、社会性が急激に発達し、大人との意思疎通が容易になり、子どもと大人の双方がストレスを感じにくくなるといった意味合いの表現であるようです。

実際、我が家の長男も、4歳を迎えてからの成長は著しく、頼もしく感じています。認識や記憶ができるので会話もしっかり成り立ちますし、大人の行動を真似て家事や弟のお世話なども手伝ってくれます。さらに、幼稚園で仕入れてきたのか、流行りの「香水」、「鬼

滅の刃」主題歌だったり、「どんだけ〜」「しゅうぺいで〜す」などのフレーズだったりを披露し、社会性の発達も見せつけてくれています。身体も大きく成長しているので、癩癩を起こしたときには対応が大変ですが、自由気ままに我を放出している次男と比較すると、より長男の成長を実感することができます。

私自身としては、その成長を「当たり前」ではなく、「天使」だと感謝する気持ちをもって子どもと向き合っていけるよう、親としても日々精進していきたいと思っています。



今後のオンライン診療の 在り方について

弁護士 野村 洋平

厚生労働省が令和2年4月10日に事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」を发出し、平成30年3月策定の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」で示した『初診対面の原則』を期間限定で変更し、初診時からのオンライン診療を許容するとしました。

医師法等の法律との関係

医師法その他の法律は、初診時からオンライン診療を行うことを禁止していませんでしたが（医師法第20条の「医師が自ら診察しないで治療・・・をしてはならない」との規定は、無診察での治療を禁止したものであり、「診察」の方法を限定したものではありません。）、必ずしも拘束される必要はないとはいえ、法律の解釈を示す通達レベルにおいても、法改正なく、初診時からオンライン診療を行うことができることが示されたことには実務的には大きな意味があります。

『初診対面の原則』

これまで『初診対面の原則』が重視されてきた理由は、医師が患者の情報（基礎疾患など）を把握しておらず、患者との信頼関係が構築されてい

ない初診時に、視覚と聴覚のみから得る情報で診察を行うとなると、疾病の見落としや誤診を招く危険があると危惧されてきたことにあります。政府が10月に、初診時からのオンライン診療を時限的な措置とするのではなく、恒久化するとの方針を示して検討を始めたのに対して、日本医師会が反対した理由もそこにあります。

報道（日本経済新聞12月10日朝刊「オンライン診療恒久化骨抜き」）によれば、政府は現在、初診時からのオンライン診療を「かかりつけ医」に限定する方向で調整しているようです。しかし、厚生労働省が平成29年に发出した通知「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」でも示されているとおり、当事者が医師及び患者本人であることを確認でき、医師において、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合に、かかりつけ医以外の医師も含めて、初診時からのオンライン診療を否定する理由はありません。

今後の在るべき形

オンライン診療は、新型コロナウイルスの感染防止のみならず、医療過疎地や高齢者への医療サービスを充実させるものであり、実現に対する国民の要請は強くなってきています。その要請に応えるためにも、まずオンライン診療を行うことありきで、どのようにすれば、患者の心身の状況に関する有用な情報を得て、医師が患者に対して適切な診療を行うことができるのかを、医師会と行政機関が密に連携して探り、試行錯誤をしながらでも実現していくことが、インフラとしての医療において重要であると考えます。

今年もWebセミナーやります！

当事務所ではこれまでリアル会場での顧問先セミナーを開催してきましたが、昨年7月からZoomを利用したWebセミナーを開催しています。Webセミナーは当事務所としても初めてのことで、申込頂いた方へのZoomへの参加方法の案内、機材・接続トラブルなく実施するための準備なども、試行錯誤をしながら企画しました。

当初は、戸惑いもあり、講師の立場として「リアル会場と違って聴衆の顔が見えないことには不安がある」「小ネタがウケたのかスベったのか分からない」という感想もありました。

とにかく、リアル会場と違って「勢い」で誤魔化せません。画面越しに参加者に1時間集中して視聴いただくためには、正確



な知識をよく整理して、かつ、伝えたいポイントを明確にして、テンポ良く進めること、その完成度を高めなければなりません。

一方で、オンラインでは、画面

共有などの機能により、リアル会場のような設営の準備なく、PC上にある資料（パワーポイントなど）、動画その他を次々にタイミングよく提供しながら進められる長所があります。

オンラインの強みを最大限活かしたセミナーを作るべく、所員が何度も打ち合わせを行い、リハーサルを行いながら、昨年は3回のセミナーを実施しました。結果、これまでの顧問先セミナーよりも多くの方に参加頂き、また顧問先によっては社内研修の一環として多数の職員の方々に参加頂くなど、新しい形でより広く情報をお届けできるようになりました。

今後は、昨年の参加者アンケートで取り上げて欲しいテーマとして回答の多かった、働き方改革、個人情報保護、DX（デジタルトランスフォーメーション）に関係する法律問題や、法改正（債権法や相続法の改正）など時代の変化の中で押さえておきたいテーマを取り上げていく予定です。



今後の予定 2月4日(木)、9日(火)午後4時 弁護士 二宮 淳次「相続(民法改正を踏まえて)」

※詳細が決まり次第、改めて事務所ホームページ、メール等にて案内させていただきます。



弁護士法人 神戸シティ法律事務所

(兵庫県弁護士会所属)

〒650-0033

神戸市中央区江戸町98番地1 東町・江戸町ビル5階

TEL/078-393-1350 FAX/078-393-2250

https://www.kobecity-lawoffice.com

弁護士 井口 寛司

弁護士 高橋 弘毅

弁護士 野村 洋平

弁護士 中馬 康貴

弁護士 石橋 伸子

弁護士 村上 英樹

弁護士 二宮 淳次

弁護士 福永 晃一 (2020年12月登録)

弁護士 高島 浩

弁護士 辻野 智子

弁護士 平田 尚久

